

第 3.2-1 表 設工認における各段階と保安規定の対応項目について

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	対応項目の説明
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 (1) ・7.3.1(1)の設計開発計画を記載
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 (1) ・7.3.2(1)に記載の「個別業務等要求事項」を記載 ・上記要求事項を明確化する上で必要な設備を選定するとともに、抽出した設備に対する個別業務等要求事項(7.3.2(1))を抽出することを記載
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	
	3.3.3(1)	基本設計方針の作成(設計1)	7.3.3 (1)～(3) ・7.3.3(3)に記載の「設計開発の結果が要求事項に適合するものとする」ために、様式を作成することを記載 ・作成する様式は、7.3.3(1)に記載の「要求事項(技術基準条文など)と対比できる形式」としている ・作成した様式は、7.3.3(2)に記載の「承認」を実施することを記載
	3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	
	3.3.3(3) ※	設計のアウトプットに対する検証	7.3.4 (1),(2) 7.3.5 (1),(3) ・7.3.4(1)に記載の「設計開発のレビュー」として、設計資料等をレビューする。 ・レビューに当たっては、7.3.4(2)に記載の「設計開発に係る専門家」を参加させる ・7.3.5(1)に記載の「設計開発の検証」を実施 ・検証に当たっては、7.3.5(3)に記載の「設計開発を行ったもの以外」が検証を実施
	3.3.4	設計における変更	7.3.7 (1)～(3) ・7.3.7に規定している設計における変更が発生した場合の対応を記載。
工事及び検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	7.3.3 (3) 7.3.5 (1) ・7.3.3(3)に記載の「設計開発の結果が要求事項に適合するものとする」ために具体的な設計を実施する。 ・7.3.3を実施後、設計結果が要求事項(設工認)を満足しているのかを7.3.5に記載の「設計開発の検証」を実施
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—
	3.5.2	設計の結果と使用前事業者検査対象の繋がり	—
	3.5.3	使用前事業者検査の計画	—
	3.5.4	検査計画の管理	—
	3.5.5	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—
3.5.6	使用前事業者検査の実施	7.3.6 (1) 8.2.4 (1),(5) ・7.3.6に規定する「設計開発の妥当性確認」として使用前事業者検査を実施する。 ・8.2.4(1)に規定する「使用前事業者検査」を実施に当たっては、8.2.4(5)に規定する「独立性」を確保することを記載。	
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 8.2.4 (1) ・設備等の調達に当たっては、7.4に従った調達管理を実施 ・7.4.3 調達物品等の検証として、8.2.4(1)に規定する「自主検査等」を実施する。

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す